

今働いているあなたへ

今働いている職場の労働条件はどうか。

残業時間について

めちゃくちゃな長時間残業を強いられていませんか。会社が、社員に残業をさせるには、「時間外労働・休日労働に関する協定届」というものを、労働組合、あるいは労働者の代表と使用者で協定を交わし、労働基準監督署に届け出なくてはなりません。この届け出をせずに、1日8時間を超えて、また1週間で40時間を超えて働かせることはできません。(労働者の代表の場合は、民主的方法で選出されなければなりません)

残業代について

- ◎ 残業代は正しく支払われていますか。
1日8時間を超えて働いた場合は、25%以上の割増、深夜(午後10時から午前5時まで)は、25%以上の割増、休日は、35%以上の割増
- ◎ サービス残業はありませんか。
始業時間前に準備作業をするとか、休憩時間(昼休み等)も作業をすることが常態化していませんか。終業のタイムカードを押してから仕事をしていませんか。
- ◎ 固定残業代に注意
賃金が「残業〇〇時間を含んで〇〇万円」となっている場合でも、当然〇〇時間を超えて残業をしたら残業代は支払われます。

休暇について

年次有給休暇は法律で与えなければなりません。(※法律は最低限を規定しています)

- ① 週5日以上または30時間以上働いている場合
(パートタイマー・アルバイトも同じ)

勤続年数	0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- ② 週4日以下かつ週30時間未満働いている場合も①に比例して付与されます。例えば週3日の場合、0.5年で5日、6.5年以上で11日付与されます。

◎有給休暇を取得した場合、賃金は保障されます。

労働相談・組合づくりは
地元の労働組合 JMITU川崎支部へ

☎ 044-811-4138

☎ 044-811-4144

☎ 090-8109-7682

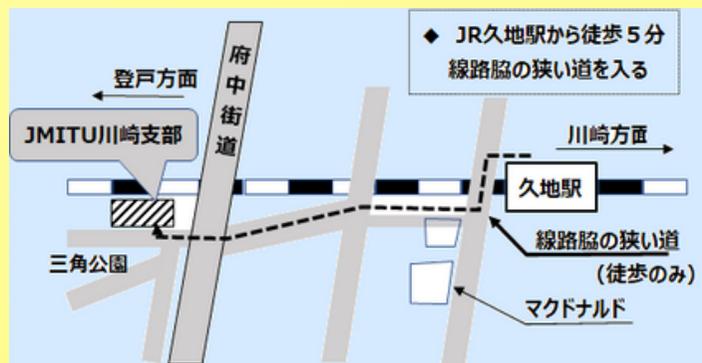
✉ jmitu-kawasaki@aioros.ocn.ne.jp

HP :http://www.jmitu-kawasaki.com

address : 川崎市多摩区宿河原6-24
南武線久地駅より徒歩5分



無料労働相談：毎週土曜日 13時～17時



協力関係

川崎合同法律事務所 044-211-0121
 川崎北合同法律事務所 044-931-5721
 NPO法人ワーカーズネットかわさき 044-211-5164

希望を持って 働き続ける ために



一人でも入れる 労働組合

JMITU川崎支部

最低賃金 情報

2024年10月1日より
 神奈川県は時給1,162円
 東京都は時給1,163円
 パートタイマーでもアルバイト
 でもこれ以下の賃金で働かせる
 と違法です。

2024年10月作成

これから働くあなたへ 働き始めたあなたへ

入社時に次のような労働契約を結びます。

会社は、入社するあなたに、以下の内容を必ず書面で明示しなければなりません。

- ① 契約の期間
- ② 更新の有無
- ③ 就業の場所
- ④ 業務の内容
- ⑤ 始業、就業の時刻
- ⑥ 時間外労働（残業）の有無、割増賃金率
- ⑦ 休憩時間は何時から何時まで
- ⑧ 休日はいつ
- ⑨ 有給休暇はいつから何日あるか
- ⑩ 給料の決め方、計算、支払の方法、締め切り日と支払日の時期
- ⑪ 会社を辞める（退職する）とき、会社を辞めさせられる（解雇される）ときの決まりはどうなっているか

これらの労働契約は、後々のトラブルを避けるためにも、必ず文書で結びましょう。

こうした労働契約が提示されなかったら その企業は要注意！できるだけ早く労働 組合や弁護士に相談しましょう。

賃金などの労働条件変更は使用者、労働者双方の合意が必要です。（労働契約法第8条）

- ※ 給与明細は必ず保管しておきましょう。
- ※ 会社への入退場時間は必ず記録しておきましょう。（問題があった場合さかのぼって請求できます）

ブラック企業に入社してしまっても、い つでもやめる権利は保障されています。

労働契約締結の際に明示された賃金や労働条件が事実と異なるときは、労働者は即時にその労働契約を解除できます。（労働基準法第15条第2項）

今苦しんでいる あなたへ

- ◎ 過労死ライン（月80時間）を超えるような長時間残業を強いられていますか。
- ◎ 人間の尊厳を傷つけられるようなハラスメントを受けていませんか。
- ◎ 解雇されそう、会社が倒産しそう、残業代が支払われない、賃金が支払われない、

このようなことはありませんか。

手遅れになる前に 退職を決める前に 労働組合へ

JMITU川崎支部は、様々な労働相談の経験と実績があり、もっと早く相談に来ていればもっと良い解決方法があったという事例が沢山あります。困った時は、ひとりで悩まずに、気軽に相談に来てください。組合は、あなたの希望にそった形での解決をめざします。

こんな事例もあります。

☆ 宮前区のパチンコ店で、「店を閉鎖する。廃業するから店員は全員解雇する」と突然発表があり、アルバイト・パートも含め11人が組合に加入。交渉の結果、賃金や解雇手当、雇用保険も適用させ納得のいく解決をしました。

☆ 魚屋さんで働いていたAさんが、退職を決めたあと組合に相談にきました。組合に加入して交渉した結果、残業代の計算の間違えと社会保険未加入が判明し、未払い賃金（残業代）を支払わせ、さかのぼって社会保険に加入させました。

☆ 駅販売員の女性は、会社から「次の雇用契約はしない」と事実上の雇止めを宣告されました。組合に加入し、会社と交渉しましたが会社は非を認めず、姿勢も頑ななため、県の労働委員会に提訴。職場には戻れませんでした。納得のいく解決となりました。

希望を持って 働き続けるために

働き続けるうえで、職場に労使対等に交渉のできる労働組合があることは、働く者にとっては大きな後ろ盾になります。

☆ 新丸子にある従業員約100名の中小企業のS（JMITU川崎支部の組合）では、毎年、賃金やボーナス、労働条件について会社と交渉して改善をしています。例えばパートタイマーや定年後の再雇用者について、手当や休暇を正社員と同じにしています。つい最近では育児のための時短勤務を小学校入学前まで2時間有給で取れるようになりました。（小学校3年生までは1時間無給）長時間残業が発生しやすい職場ですが、従業員の命と生活を守るために、常に職場の残業状況をチェックし、「時間外労働・休日労働に関する協定」を絶対に遵守させる取り組みをしています。職場で問題があればいつでも団体交渉を申し入れ、話し合える労使関係を作っています。組合があれば職場の要求を会社と交渉することができます。

☆ 神奈川県愛甲郡愛川町にあるTと言う企業内の組合（全国組織等に属さずその企業内だけの組合）は、パワーハラスメントで長く苦しめられていましたが、全国組織の産業別労働組合JMITUに加入して、会社と交渉の結果パワーハラスメントが無くなり、働きやすい職場になりました。

じっくり腰を据えて、職場に労働組合 を作って働きやすい職場を作ってい きませんか。JMITU川崎支部は、働 く人たちの味方です！

憲法では、働く人の権利を守るために、また、労働条件をさらに良いものにしていくために、労働組合をつくって団体交渉やストライキを行う権利を保障しています。一人では心細くても、みんなで力を合わせれば働きがいのある職場を作ることができます。私たちの組合川崎支部も、憲法を活かして各職場のみんなで力を合わせて組合を作ってきました。